



国空用第320号  
平成30年8月16日

公益社団法人 日本航空機操縦士協会 会長 井上 伸一 殿

国土交通省航空局交通管制部  
運用課長 工 藤 正 博



飛行計画の通報等の遵守について

平成30年8月10日、群馬県防災航空隊所属の回転翼航空機が群馬県吾妻郡中之条町の山中に墜落し、搭乗者9名全員が死亡する航空事故が発生した。

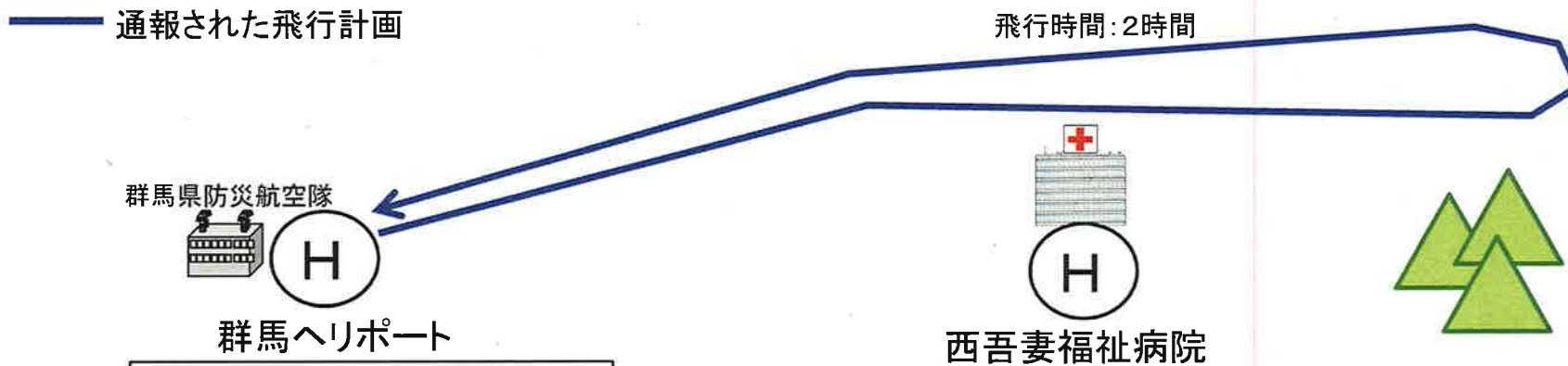
当該事故の原因については、現在運輸安全委員会で調査中であるが、当該運航者（群馬県）に対する事実確認により、次の事項が判明した。

1. 当該航行について、航空法第97条第2項に基づき通報した飛行計画以外の場所に離着陸し、搭乗を行っていたこと。
2. 当該航空機が飛行計画で定めた飛行が終わっていない段階で、航空法第98条に基づく到着の通知を行っていたこと。

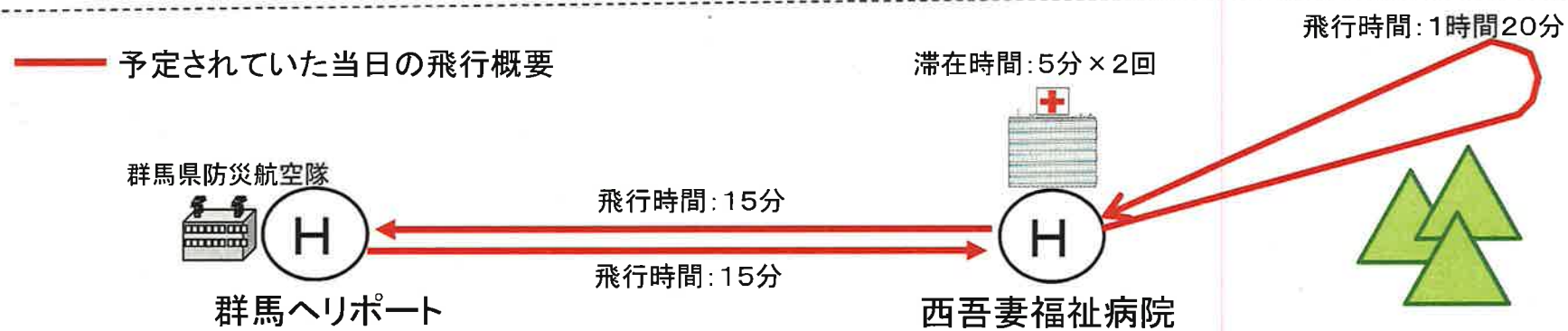
飛行計画の通報や到着の通知は、搜索救難活動のために重要な情報であることから、飛行計画の通報等を遵守するよう貴会傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

また、迅速な搜索救難活動の実施を確保するため、運航者は航空機の動静の把握に努めるとともに、航空機の搜索救難を必要とする状態を知り得た場合には、直ちに航空局の運航監視機関等に連絡するよう、あわせて周知されたい。

# 当日の飛行概要



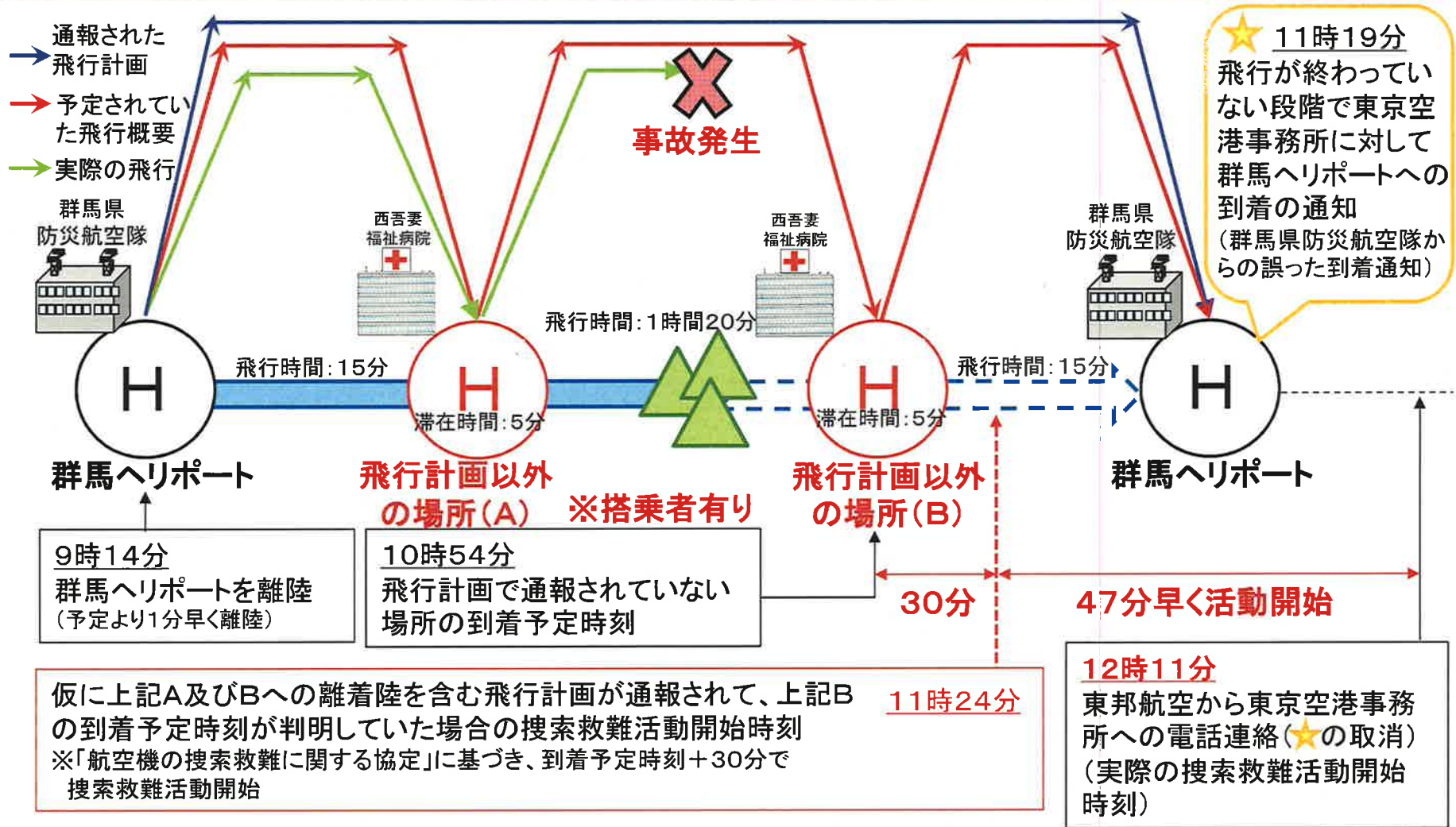
出発予定時刻	9時15分
到着予定時刻	11時15分



出発予定時刻	9時15分
到着予定時刻	11時15分

1回目: 到着予定時刻	9時30分
1回目: 出発予定時刻	9時35分
2回目: 到着予定時刻	10時55分
2回目: 出発予定時刻	11時00分

# 飛行計画以外の場所における離着陸による影響



上記A及びBへの離着陸を含む飛行計画が通報され、上記Bの到着予定時刻が判明していた場合、**47分早く搜索救難活動を開始**することができた。